関連資料1-1-5

川崎市延長保育事業実施要綱

１１川健育企第１５号
平成１１年４月１日市長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、市内の児童福祉法第３９条に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第６項に規定する認定こども園（以下「保育所等」という。）において、子ども・子育て支援法第１９条第１項第２号及び第３号に掲げる小学校就学前子どもに対し、同法第５９条第２号に規定する時間外保育（以下「延長保育」という。）を実施する場合の取扱いについて定め、事務の適正化を図ることを目的とする。

（事業）

第２条　本市における延長保育の内容は、次のとおりとする。

(1)　保育所（夜間保育所を除く。次号から第５号において同じ）等で行う開所時間後３０分延長保育

ア　延長保育時間

延長保育時間は、午後６時又は６時３０分を超えて保育時間を後ろに３０分延長するものとする。

イ　職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、２人以上を配置する。

ウ　間食

本事業では対象児童に間食を提供するものとする。

(2)　保育所等で行う開所時間後１時間延長保育

ア　延長保育時間

延長保育時間は、午後６時又は６時３０分を超えて保育時間を後ろに１時間延長するものとする。

イ　職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、２人以上を配置する。

ウ　間食

本事業では対象児童に間食を提供するものとする。

(3)　保育所等で行う開所時間後１時間３０分延長保育

ア　延長保育時間

延長保育時間は、午後６時又は６時３０分を超えて保育時間を後ろに１時間３０分延長するものとする。

イ　職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、２人以上を配置する。

ウ　間食

本事業では対象児童に間食を提供するものとする。

(4)　保育所等で行う開所時間後２時間延長保育

ア　延長保育時間

延長保育時間は、午後６時を超えて保育時間を後ろに２時間延長するものとする。

イ　職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、２人以上を配置する。

ウ　間食

本事業では対象児童に間食を提供するものとする。

(5)　保育所等で行う開所時間前３０分延長保育

ア　延長保育時間

延長保育時間は、午前７時３０分から保育時間を前に３０分延長するものとする。

イ　職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、２人以上を配置する。

ウ　間食

本事業では対象児童に間食の提供を要さないものとする。

(6)　夜間保育所で行う開所時間前２時間延長保育

ア　延長保育時間

延長保育時間は、午前１１時から保育時間を前に２時間延長するものとする。

イ　職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、２人以上を配置する。

ウ　間食

本事業では対象児童に間食の提供を要さないものとする。

(7)　保育所等で、短時間認定児に対し、その８時間の利用の基本となる保育時間を超えて開所時間内で行う延長保育

ア　延長保育時間

延長保育時間は、午前８時３０分又は９時から保育時間を前に午前７時又は７時３０分まで延長し、かつ、午後４時３０分又は５時を超えて保育時間を後ろに午後６時又は６時３０分まで延長するものとする。

イ　職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、２人以上を配置する。ただし、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士１人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育士を１人とすることができるものとする。

ウ　間食

本事業では対象児童に間食の提供を要さないものとする。

（民間保育所の費用請求）

第３条　市内の民間の保育所等（川崎市保育園条例第５条第１項の規定により法人その他の団体に管理を行わせる川崎市立保育所を除く。）は、市長に対し、他の市区町村に居

住し市内の民間の保育所等で延長保育を実施している児童分を含めた延長保育対象児童の本事業に関わる費用を別に定めるところにより請求する。

（他市区町村への費用請求）

第４条　市長は、市内の保育所等で本事業を実施した他の市区町村児童分について、別に定める基準により当該市区町村に請求するものとする。

（延長保育料）

第５条　市長又は民間の保育所等（川崎市保育園条例第５条第１項の規定により法人その他の団体に管理を行わせる川崎市立保育所を含む。）の施設長は、延長保育利用の申請を行い、延長保育の実施を決定した児童（他の市区町村に居住する児童を含む。）の保護者から、次のとおり延長保育料を徴収する。ただし、生活保護法による被保護世帯、前年度（４月から８月までの延長保育利用に限る。９月から３月までの延長保育利用においては当年度とする。以下この条において同じ。）市民税非課税世帯、川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱第３条に掲げる要件を満たす場合に、地方税法第２９２条第１項第１１号に規定する寡婦又は同第１２号に規定する寡夫であるとみなし、同第２９５条第１項第２号の適用により前年度市民税非課税相当となる世帯又は川崎市保育園条例第９条及び川崎市子ども・子育て支援法施行細則第１０条第１項により保育料が免除された世帯に属する児童の延長保育料は徴収しない。

(1)　川崎市立保育所（川崎市保育園条例第５条第１項の規定により法人その他の団体に管理を行わせる保育所を含む。以下同じ。）

川崎市立保育所においての延長保育料月額は、川崎市保育園条例施行規則第９条に基づき、１月につき、１日当たり３０分までの延長保育利用を１単位とし、その単位ごとに１，０００円を乗じた額とする。

(2)　民間の保育所等（川崎市保育園条例第５条第１項の規定により法人その他の団体に管理を行わせる川崎市立保育所を除く。以下、特に定める場合を除き同じ。）

民間の保育所等においての延長保育料月額は、川崎市保育園条例施行規則第９条に準じて、１月につき、１日当たり３０分までの延長保育利用を１単位とし、その単位ごとに１，０００円を乗じた額とする。

なお、民間の保育所等（川崎市保育園条例第５条第１項の規定により法人その他の団体に管理を行わせる川崎市立保育所を含む。）が第２条各号に規定する延長保育を日単位で利用することを認める場合には、１日につき、３０分までの延長保育利用を１単位とし、その単位ごとに５００円を乗じた額をガイドラインとして延長保育料を徴収することができるものとする。

（実施細目）

第６条　この要綱に定めるもののほか、延長保育の実施について必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２６年８月１日から施行する。

２　改正後の要綱の規定は、平成２６年４月１日からこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、延長保育利用の申請を行い、延長保育の実施を決定した児童の保護者で、第５条但書きに規定する前年度市民税非課税相当となる世帯に属するものが、施行日から同年１０月３１日までの間に川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱第５条に定めるところにより市長に申請した場合には、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２７年１１月３０日から施行し、同年４月１日から適用する。